

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平  
sugita@century-law.com

労働・傷病兵・社会問題省

ベトナム社会主義共和国

海外労働管理局

独立-自由-幸福

No.350/QLLDNN-VP

新型コロナウイルスの予防・防止対策の

ハノイ市、2020年2月27日

強化に関するガイダンスの件

契約に基づくベトナム人労働者の海外への送り出し事業を実施する企業 御中

新型コロナウイルスの予防・防止対策の強化に関する2020年2月3日付公式文書第215/QLLDNN-VP号の引き続きで、新型コロナウイルスが拡大している状況の中で、新型コロナウイルスの防止及び労働者に対する必要な援助を提供するために、海外労働管理局は、契約によりベトナム人労働者を海外に送り出す業務を実施する企業が以下の措置を実施することを要求する。

1. 新型コロナウイルス感染地域にベトナム人労働者を送り出さないこと。
2. 各地域において勤務している労働者、国際観光船に勤務している労働者、乗組員、漁船の乗組員の数、特に新型コロナウイルスに感染する可能性のある労働者を直ちに総合し、報告する。企業は当該報告書を海外労働管理局に2020年3月3日までに送付する（[ワード等のファイルは tuvm@molisa.gov.vn](mailto:tuvm@molisa.gov.vn) に送付する）こと。
3. 新型コロナウイルスの防止に関する宣伝、情報交換の活動を強化すること。具体的には、①企業により海外に送り出されたベトナム人労働者との情報交換、連絡先を設定すること。また、新型コロナウイルスの感染の症状があった時に適切な措置を行えるように、常に当該労働者の健康状態について相談し、状況を把握し、監視すること。②労働者に対して、新型コロナウイルスが感染した、感染の疑いがあった、又は感染地域から来た場合に、各国の規定に従い積極的に健康申告をし、健康の状態をモニタリングすることを宣伝、推奨すること。または、労働者に対して、管轄機関による新型コロナウイルスの防止に関する指導、ガイドラインを宣伝すること。③新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、海外、特に感染地域に滞在しているベトナム人労働

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平  
sugita@century-law.com

者に対して、外出自粛、感染地域へ移動しないこと、滞在している国から不要な出国しないことを宣伝し、推奨すること。

4. 労働者が新型コロナウイルスに感染した、又は感染疑いがあった場合、労働者が健康診断、隔離及び治療を受けられることを確保するために、外国のパートナーと相談すること。また、新型コロナウイルスの影響で休業しなければならない期間に対する賃金の支払いが締結済みの契約書及び滞在国の法律に従い実施されることを確保するために、外国のパートナーと相談すること。
5. 契約期限の終了又はその他の特別な事由により感染地域から帰国する労働者に対して、①隔離等医療に関する規定を遵守することを推奨すること、②感染状況及び滞在国の管轄機関のガイドラインに基づき、労働者が帰国することを希望する場合、企業は自主的にサポートする計画を作成すること。

契約によりベトナム人労働者を海外に送り出す業務を実施する企業が上記の措置を厳格に実施することを要求する。

受領先：

上記の通り

労働・傷病兵・社会問題省大臣（報告のため）

労働・傷病兵・社会問題省副大臣レ・バン・  
タイン（報告のため）

海外労働管理センター（実施のため）

海外労働管理局局長（報告のため）

海外労働管理局の指導者（協力のため）

海外におけるベトナム人労働者管理部門

海外労働管理局局に属する機関

海外労働管理局書類保管担当部門

海外労働管理局局長代表

副局長

ダン・シ・ズン